

「消防の連携協力調査等業務」の調達について公告する。

平成29年7月28日

寒川町長 木村俊雄

消防の連携協力調査等業務の 受託者を募集します（公募型プロポーザル方式）

1 業務概要

- (1) 件名 消防の連携協力調査等業務
- (2) 内容 消防の連携協力調査等業務仕様書のとおり
- (3) 期間 契約の日から平成30年2月16日まで。
- (4) 委託上限額 金3,456,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 支払方法 実績報告書の提出を受けた後に支払う。

2 参加要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約日までの間、寒川町の指名停止を受けていないこと。
- (3) かながわ電子入札共同システムで寒川町に登録があること。
- (4) 過去5年間（平成24年度～28年度）において、国・地方公共団体による類似した調査・分析業務の実績を有すること。

3 選定スケジュール

(1) 質問受付期間

平成29年7月31日（月曜日）9時00分から平成29年8月3日（木曜日）17時00分まで

(2) 質問回答

平成29年8月4日（金曜日）までに回答

(3) 参加申し込み受付期間

平成29年7月31日（月曜日）9時00分から平成29年8月7日（月曜日）17時00分まで

(4) 参加承認通知

平成29年8月8日（火曜日）までに通知

(5) 企画提案書等受付期間

平成29年8月9日（水曜日）9時00分から平成29年8月18日（金曜日）17時00分まで

(6) 書類審査結果通知

平成29年8月22日（火曜日）までに通知

(7) プレゼンテーション

平成29年8月24日（木曜日）9時30分から開始予定

(8) 審査結果通知

平成29年8月29日(火曜日)17時00分までに通知

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

4 資料の配付機関及び配付場所

配布期間 平成29年7月31日(月曜日)から8月7日(月曜日)まで

配布場所 寒川町ウェブサイトまたは寒川町消防本部消防総務課(消防庁舎2階)

5 担当部署

担当者 寒川町消防本部消防総務課総務担当 濁川英明・嶺 八千代

住所 〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山396 番地

電話 0467-75-8001 (直通)

ファクシミリ 0467-75-8080

E メール syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

消防の連携協力調査等業務 公募型プロポーザル 実施要領

火災・災害の大規模化・複雑化という消防を取り巻く近年の環境において、消防はより高度かつ専門的な活動の実施が求められている。そのような状況において、市町村単独で消防力を維持・強化するより、近隣市町村を含む関係各所との連携・協力を通じた活動強化を行うことが、人材の育成及び施設や設備の一層の効果的な整備等を行う上で有益であると考えられる。そこで、寒川町・茅ヶ崎市の圏域において、消防における効果的な派遣体制のあり方や現場活動・火災調査・予防の各業務について、職員の相互派遣を通じ、消防の連携・協力を進めることなど、その効果や手法、それに対する課題を整理し、課題の解決策についての調査研究を円滑に遂行することを目的として、必要な知識、経験、技術等の支援を受けるため、本業務を受託する事業者を選定する手続を以下のとおり定める。

1 業務概要

- (1) 件名 消防の連携協力調査等業務
- (2) 内容 消防の連携協力調査等業務仕様書のとおり
- (3) 期間 契約の日から平成 30 年 2 月 16 日まで
- (4) 委託上限額 金 3, 456, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 支払方法 委託事業報告書の提出を受けた後に支払う。

2 参加要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約日までの間、寒川町の指名停止を受けていないこと。
- (3) かながわ電子入札共同システムで寒川町に登録があること。
- (4) 過去 5 年間（平成 24 年度～28 年度）において、国・地方公共団体による類似した調査・分析業務の実績を有すること。

3 選定スケジュール

(1) 質問受付期間

平成 29 年 7 月 31 日(月曜日)9 時 00 分から平成 29 年 8 月 3 日(木曜日)17 時 00 分まで

(2) 質問回答

平成 29 年 8 月 4 日(金曜日)までに回答

(3) 参加申し込み受付期間

平成 29 年 7 月 31 日(月曜日) 9 時 00 分から平成 29 年 8 月 7 日(月曜日)17 時 00 分まで

(4) 参加承認通知

平成 29 年 8 月 8 日(火曜日)までに通知

(5) 企画提案書等受付期間

平成 29 年 8 月 9 日(水曜日)9 時 00 分から平成 29 年 8 月 18 日(金曜日)17 時 00 分まで

(6) 書類審査結果通知

平成 29 年 8 月 22 日(火曜日)までに通知

(7) プレゼンテーション

平成 29 年 8 月 24 日(木曜日)9 時 30 分から開始予定

(8) 審査結果通知

平成 29 年 8 月 29 日(火曜日)17 時 00 分までに通知

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成 29 年 7 月 31 日(月曜日)から平成 29 年 8 月 3 日(木曜日)17 時 00 分まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式 1)により、担当部署宛に電子メールにて提出すること。

件名:「プロポーザル(消防の連携協力)に関する質問(事業者名)」とすること。

(3) 質問の回答

平成 29 年 8 月 4 日(金曜日)までに、各質問参加者からの質問及びその回答の全てを、寒川町ウェブサイトにて公開する。

5 参加申し込み及び参加の辞退

(1) 受付期間

平成 29 年 7 月 31 日(月曜日)から平成 29 年 8 月 7 日(月曜日)17 時 00 分まで(必着)

(2) 提出方法

プロポーザル参加申込書(様式 2)と業務実績書(様式 3)に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。

件名:「プロポーザル(消防の連携協力)参加申込(事業者名)」とすること。

(3) 参加承認

ア 本プロポーザルの参加承認の可否は、平成 29 年 8 月 8 日(火曜日)までに電子メールで通知する。

イ 寒川町の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、8 月 8 日(火曜日)16 時 00 分までに連絡がない場合は、同日 17 時 00 分までに担当部署あてに電話確認すること。

(4) 参加辞退

参加者等は、プロポーザル参加辞退届（様式 6）の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提案件名

『消防の連携協力調査等業務企画提案』

(2) 提案内容

ア 企画提案書 仕様書に基づき評価基準書を踏まえたうえで、企画提案書を作成すること。

イ 見積書 様式は任意とする。消費税込みの価格で記載すること。

(3) 提出要領

ア 提出書類 プロポーザル届出書（様式 4）、企画提案書、見積書、業務工程表、業務実施体制調書（様式 5）、会社概要（パンフレット等で可）。

イ 提出部数 紙媒体 12 部（プロポーザル届出書、見積書及び企画提案書の電子媒体は 1 部）

ウ 提出場所 寒川町消防庁舎 2 階 消防本部消防総務課総務担当

エ 提出日時 平成 29 年 8 月 18 日（金曜日）17 時 00 分まで（必着）

オ 提出方法 郵送もしくは持参（いずれも提出日時必着のこと）

カ 提案様式 指定しない。ただし、A4 サイズ 15 枚以内とする（表裏 30 頁、表紙含む）

キ 提案費用 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

ク その他 提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則認めない。

7 企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

平成 29 年 8 月 24 日（木曜日）9 時 30 分から開始予定

（詳細は 8 月 22 日（火曜日）までに別途通知）

(2) 実施場所

寒川町役場本庁舎 2 階 災害対策本部室（大）

(3) 出席者

3 名以内とし、業務実施体制調書（様式 5）に記載のいずれかの者が企画提案書の説明を行う。

8 審査概要

(1) 書類審査

参加者数が 3 社を超えた場合は企画提案書等の内容を別紙評価基準書により書類審査し、上位 3 社を選定する。選定結果は、平成 29 年 8 月 22 日（火曜日）17 時 00 分までに電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは最大 3 社が行うものとし、企画提案書等により提案説明を行う。説明時間は 30 分程度とし、その後質疑応答を行う。

(3) 審査

提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉者とする。

ア 優先交渉者の選定にあたり、評価点が高点の者が2以上あるときの対応

(ア) 提案者それぞれの評価点と同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

(イ) 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。

くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、寒川町職員が代わってくじを引き順位を決定する。

イ 有効な提案者が1社のみときは、評価点が60点以上であり、寒川町が適正な提案と判断する場合は、第一交渉者とする。

(4) 審査結果の通知、公表

選定結果については、平成29年8月29日(火曜日)17時00分までに電子メールにて通知する。また、寒川町ウェブサイト上でも公開する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

(5) 評価の対象外となるもの

ア 見積価格が委託上限額を上回る場合。

イ 企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合。

(5) 寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号。以下「条例」という。）及び神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく排除対象として、次のいずれかに該当する場合。

ア 暴力団員等（条例2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）と認められたとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。

ウ 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき）。

(6) 企画提案書で必須項目を1つでも満たしていない場合。

10 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、寒川町との協議で決定する。なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

11 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 寒川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書(作成文書及び参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

12 担当部署

担当者 寒川町消防本部消防総務課総務担当 濁川英明・嶺 八千代

住所 〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山 396 番地

電話 0467-75-8001 (直通)

ファクシミリ 0467-75-8080

Eメール syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

消防の連携・協力調査等業務委託仕様書

1. 業務名

消防の連携・協力調査等業務

2. 業務の目的

火災・災害の大規模化・複雑化という消防を取り巻く近年の環境において、消防はより高度かつ専門的な活動の実施が求められている。そのような状況においては、市町村単独で消防力を維持・強化するより、近隣市町村を含む関係各所との連携・協力を通じた活動強化を行うことが、人材の育成及び施設や設備の一層の効果的な整備等を行う上で有益であると考えられる。そこで、寒川町・茅ヶ崎市圏域において、消防における、現場活動・火災調査・予防の各業務について、職員の相互派遣を通じて消防の連携・協力を進めることを踏まえ、その手法及びそれに対する課題の整理を行う必要がある。加えて、既に締結されている協定においては、消防隊等の派遣可能隊数が制限されており、効果的な派遣体制のあり方を検討する必要がある。派遣に伴う両市町の財政負担の在り方を試算しながら検討を進めることで、寒川町・茅ヶ崎市圏域全体の住民サービスの向上を図ることが重要である。これらの課題に適切に対処すべく、専門的な視点からアドバイザーを受け、本業務の主たる目的とする。

3. 業務内容

別添の消防の連携・協力のモデル構築事業提案書等を踏まえ、以下の各項目について調査・研究を行う。

(1) 現場活動・火災調査・予防の各業務における職員の相互派遣に関する調査

① 基礎調査（制度動向の把握、現状分析、課題整理）

② 先進事例の調査・研究

③ 職員の相互派遣の運用等の調査・研究

④ 他地域への活用可能性の検討

(2) 効果的かつ効率的な派遣体制の構築のための調査及び財政試算

① 基礎調査（制度動向の把握、現状分析、課題整理）

② 先進事例の調査・研究

③ 応援協定に基づく派遣の運用等の調査・研究

④ 他地域への活用可能性の検討

4. 業務委託契約期間

契約締結の日から平成30年2月16日まで

(ただし、成果品の納品日は平成30年1月31日までとすること。)

5. 成果品

提出する成果物は以下のとおりである。また、電子化情報（報告書及びバックデータ）は、全て編集可能な状態で納品すること。なお、提出期限は平成30年1月31日までとする。

- (1) 消防の連携・協力調査等業務報告書（正副5部）
- (2) 消防の連携・協力調査等業務報告書電子データほか一式（CD-R）

6. 権利関係

- (1) 成果物の所有権及び全てのツールの著作権など、一切の権利は寒川町に帰属するものとする。
- (2) 成果物に第3者が権利を有する著作権が含まれている場合は、寒川町が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを受託者が行うこととする。また、この場合、受託者は当該契約の内容について事前に寒川町の承認を得ること。

7. その他

- (1) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに寒川町と受託者で協議の上、解決にあたり、円滑に業務を遂行するものとする。
- (2) 寒川町からの質疑にはできる限り迅速に回答すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 受託者は、受託業務に関して知り得た個人情報及び機密情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後も同様とする。

(様式1)

質 問 票

平成 年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

(提出者) 住 所
電 話 番 号
事 業 者 名
代 表 者 (役 職 ・ 氏 名)

消防の連携協力調査等業務について、次の事項を質問します。

質 問 の 内 容	
担 当 者 名	

注1：質問受付期間は、平成29年7月31日（月曜日）から平成29年8月3日（木曜日）17時00分までです。

注2：この様式を添付ファイルとして、下記メールアドレスあてに送信してください。

注3：質問に対する回答は、8月4日（金曜日）までに、寒川町ウェブサイト上で公開します。

<p>○送信先メールアドレス: syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp (担当部局 寒川町消防本部消防総務課総務担当)</p> <p>○メールの標題 「プロポーザル（消防の連携協力）に関する質問（事業者名）」</p>

(様式2)

プロポーザル参加申込書

(あて先) 寒川町長

消防の連携協力調査等業務公募型プロポーザルについて、様式3を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

事業者名		
所在地	〒	
代表者		
担当部署		
連絡先	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	
	担当者名	
会社概要	設 立	
	資 本 金	
	従業員数	
	HPアドレス	

注1：申込期間は平成29年7月31日（月曜日）から平成29年8月7日（月曜日）の17時00分までです。

注2：この様式を添付ファイルとして、下記メールアドレスあてに送信してください。

注3：プロポーザルの参加承認の可否連絡は、8月8日（火曜日）までに電子メールで行います。

注4：寒川町の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。

○送信先メールアドレス：syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp

(担当部局 寒川町消防本部消防総務課総務担当)

○メールの標題

「プロポーザル（消防の連携協力）参加申込（事業者名）」

(様式3) (消防の連携協力)

業務実績書

事業者名 _____

【業務の実績】

※ 国・地方公共団体等による類似した調査・分析業務の実績

※ 平成29年度すでに受託している業務についても本様式にご記入願います。

業務名	発注者	実施時期	契約金額	業務の概要

※記入欄が不足する場合には、適宜複写して作成してください。

※様式2と併せて下記メールアドレスあてに送信してください。

○送信先メールアドレス: syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp
(担当部局 寒川町消防本部消防総務課総務担当)

(様式4)

消防の連携協力調査等業務
公募型プロポーザル届出書

平成 年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

(提出者) 住 所

電話番号

事業者名

代 表 者 (役職・氏名)

印

消防の連携協力調査等業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり企画書等の関係書類を提出します。

【提出書類】

1. プロポーザル届出書 (本様式)
2. 企画提案書 (任意様式)
3. 見積書 (任意様式)
4. 業務工程表 (任意様式)
5. 業務実施体制調書 (様式5)
6. 会社概要 (パンフレット等で可)
7. その他 ()

(様式5) (消防の連携協力)

業務実施体制調書

事業者名 _____

役割	氏名・所属・役職	略歴・主な関連業務実績等	担当する業務
責任者	(氏名) (所属・役職)	(略歴) (専門分野) (関連業務実績・資格・スキル等)	
担当者	(氏名) (所属・役職)	(略歴) (専門分野) (関連業務実績・資格・スキル等)	

※必要に応じて行を追加してください。

(様式6)

消防の連携協力調査等業務
公募型プロポーザル参加辞退届

平成 年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

(提出者) 住 所

電話番号

事業者名

代 表 者 (役職・氏名)

印

消防の連携協力調査等業務公募型プロポーザルの参加を辞退します。

【辞退理由】

評価基準書(消防の連携協力)

評価項目	配点	係数	評価点
1 基本要件			
(1) 業務の理解度及び見積額	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされているか。 ・見積額が委託上限以内であり、積算内訳が妥当であるか。 			
(2) 応募者の確実性	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> ・過去に調査業務の実績があり、事業を遂行するための専門知識・経験・技術等の活用を期待できるか。 ・経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、適切な実施体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。 ・発注者(寒川町)との業務分担や連携について明確であるか、円滑に進められるか。 ・スケジュール計画は適切か。 			
2 企画・提案内容			
(1) 共通事項	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> ・制度動向の把握など、適切に実施できる提案となっているか。 ・両市町の現状分析や事例研究による課題整理が実施可能な提案となっているか。 ・人口や財政状況、消防需要などの将来予測やその影響についての考え方、分析手法に関する推計手法は的確か。 			
(2) 現場活動・火災調査・予防の各業務における職員の相互派遣に関する調査	10	× 3	30
<ul style="list-style-type: none"> ・着眼点、分析力、考察力が優れているか。 ・調査手法は、具体的かつ明確な提案となっているか。 ・提案では図表やイメージ等を効果的に使用し、説得力があり、分かりやすいか。 ・寒川町及び茅ヶ崎市の地域特性を理解し、「強み」「弱み」「課題」等を的確に捉える提案となっているか。 ・消防の連携・協力における職員の相互派遣について、具体的な方策の提示ができる提案となっているか。 ・住民の安全安心を最優先に考えた提案となっているか。 			
(3) 効果的かつ効率的な派遣体制の構築のための調査及び財政試算	10	× 3	30
<ul style="list-style-type: none"> ・着眼点、分析力、考察力が優れているか。 ・調査手法は、具体的かつ明確な提案となっているか。 ・将来予測やその影響についての財政試算について客観的に実施可能か。 ・提案では図表やイメージ等を効果的に使用し、説得力があり、分かりやすいか。 ・寒川町及び茅ヶ崎市の地域特性を理解し、「強み」「弱み」「課題」等を的確に捉える提案となっているか。 ・消防の連携・協力のあるべき姿の検討及び課題に対する解決策の検討、財政試算が客観的に実施できる提案となっているか。 ・住民の安全安心を最優先に考えた提案となっているか。 			
(3) 総合的判断	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容について、説得力があり、分かりやすいか。 ・仕様書に示した内容以外の独自の提案や創意工夫のある優れた提案がなされているか。 ・消防の連携・協力について誰もが理解しやすい住民広報を見据えた提案となっているか。 ・他自治体への先進事例となり、消防の連携・協力の全国展開に寄与する提案となっているか。 			
合計			
			100

別添

消防の連携・協力のモデル構築事業 提案書

事業	
事業概要	消防の広域化を円滑に進めるための準備として協定を締結し、消防の連携・協力を次の2点について調査研究します。 (1)各業務（現場活動、火災調査、予防）における職員の相互派遣を実施した場合のメリット・デメリット等の調査。 (2)「協定に基づく必要な部隊等の財政試算」を客観的に行うことによる、財政負担の妥当性や具体的な方策についての調査。
事業費	
実施期間	平成29年7月～平成30年3月

提案者	
団体名	寒川町／茅ヶ崎市
団体住所	神奈川県高座郡寒川町宮山396 /神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
団体責任者の職・氏名	寒川町消防長 小林 辰也 / 茅ヶ崎市消防長 小澤 幸雄

提案者連絡先	
担当者の所属	寒川町消防本部消防総務課
担当者の職・氏名	課長 甲 和洋
電話番号	0467-75-8001
FAX番号	0467-75-8080
電子メールアドレス	syoubou@town.samukawa.lg.jp【官公庁間専用】 syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp

注 複数団体で連携して提案を行う場合は、提案者については、1つの提案書にまとめて記載し、提案者連絡先については、代表団体の連絡先を記載すること。

1 今回提案する事業について

次に掲げる事項について、注書きを踏まえながら記載すること。なお、文字数（枠の大きさ）についての規定はない。また、適宜参考資料等を用いることも可能である。

(1) 目的

【調査研究の目的】

本調査研究の目的は、両市町の職員間のつながりや意識の共有、消防の広域化実現していくための下地を作るため、(1)「各業務（現場活動、火災調査、予防）における職員の相互派遣を実施した場合のメリット・デメリット等の調査」(2)「協定に基づく必要な部隊等の財政試算」を客観的に行うことによる、財政負担の妥当性や具体的な方策をテーマに調査研究を深め、消防の広域化を円滑に進めることを目的とする。

注1 募集要項「1 趣旨」を踏まえたものであること。

注2 将来的に消防の広域化又は消防の連携・協力につながるものであること。

(2) 事業内容

【消防の連携・協用に当たっての課題】

消防の連携・協力や広域化における先行事例を分析すると、人事面での連携・協力がポイントといえる。

また、消防の連携・協力や広域化のメリットを十分に活かすために人的・財政的資源の適正分配が不可欠であるため、負担割合を含めた財政試算の必要がある。

このため、以下を調査、分析することでより円滑な消防の連携・協力を実現させることを目指す。

【本事業により実施する調査の内容】

消防の広域化を円滑に進めるための準備に加え、広域化後の現場活動を想定した調査研究及び調整（業務統合、出動車両の更新及び新たな施設の建設等）も並行して検討していく必要があるため、次の点について調査研究を行う。

(1)各業務（現場活動、火災調査、予防）における職員の相互派遣を実施した場合のメリット・デメリット等の調査

「消防の連携・協力」に向け「人事交流による消防職員の相互派遣」を行うことで、広域化に向けた気運を醸成するため、現場活動、火災調査、予防それぞれの業務における相互派遣のメリット・デメリットを調査研究する。

・主な調査・分析項目

- ① 両市町の各業務（現場活動、火災調査、予防）の現状分析
- ② 各業務を効果的・効率的に実施するために必要な人員配置と、それを実現するための人事交流のあり方検討

(2) 「協定に基づく必要な部隊等の財政試算」を客観的に行うことによる、財政負担の妥当性や具体的な方策についての調査

現状の両市町の協定では、派遣できる部隊が1隊とされているが、効果的な派遣体制のあり方を検討する。また、その際には、財政試算（部隊派遣に係る精算のあり方の検討）も併せて実施する。

協定の見直しに向けての議論の土台とし、将来的な広域化にスムーズにつなげられるような協定の改定を目指す。

・主な調査・分析項目

- ①職員及び車両の効率的運用を考えた際に、派遣すべき部隊の規模
- ②財政試算（部隊派遣に係る精算のあり方検討）

【モデル事業としての新規性及び全国展開】

構成市町間の相互の人材派遣は業務を円滑にするだけでなく、職員間の融和にも寄与するものである。

また、構成市町の財政資源を適正に分配して効率よく運用していくことは、不可避の課題であるため、これら二つの事項について調査し、広くモデルケースとして示されることで、円滑な消防の連携・協力を全国的に展開する一助となることを見込んでいる。

注1 単独では実施ができない、又は実施するよりも高い効果が見込まれるものであること。

注2 従来行われていない新規性の高いものであること。

注3 優良事例として全国に紹介した後、全国で取り組まれることにより、消防力の充実強化に資するものであること。

(3) 関係消防本部との調整状況

寒川町及び茅ヶ崎市は、平成25年4月に協定を結び、寒川町が茅ヶ崎市への事務委託による消防指令センターの共同運用を、平成28年2月から開始しております。また、警察署の管轄区域や医師会等が同一圏域であり平成28年4月には寒川町及び茅ヶ崎市の関係各課で構成される「茅ヶ崎市及び寒川町の消防広域化検討委員会」を設置している。

注1 関係消防本部との間で、消防の連携・協力のあり方全般について検討する体制又は消防の連携・協力を具体的に実施する体制の構築に向けた調整が進んでいること。

寒川町・茅ヶ崎市圏域 消防の連携・協力モデル構築事業概要

(様式4)



消防の連携・協力を行う消防本部(構成市町村)	圏域人口
寒川町消防本部(寒川町) 茅ヶ崎市消防本部(茅ヶ崎市) ※現在、消防の広域化の検討している	287,980人 (寒川町: 48,089人 / 茅ヶ崎市: 239,891人)
	圏域面積
	49.18km ² (寒川町: 13.42km ² / 茅ヶ崎市: 35.76km ²)
圏域の特長	<ul style="list-style-type: none"> ○人口が増加しており、神奈川県内最大級の延焼拡大による被害が大きくなる地域を抱えている。 ○消防指令センターの共同運用(事務委託方式)を開始(平成28年2月～)している。 ○生活圏域も近似しており、ごみの広域処理、火葬事務の共同実施等の広域連携の取組を推進している。

事業概要	事業見積額(千円)
<p>消防の広域化を円滑に進めるための準備として協定を締結し、消防の連携・協力を次の2点について調査研究します。</p> <p>(1)各業務(現場活動、火災調査、予防)における職員の相互派遣を実施した場合のメリット・デメリット等の調査。</p> <p>(2)「協定に基づく必要な部隊等の財政試算」を客観的に行うことによる、財政負担の妥当性や具体的な方策についての調査。</p>	

主な取組

(1) 各業務(現場活動、火災調査、予防)における職員の相互派遣を実施した場合のメリット・デメリット等の調査

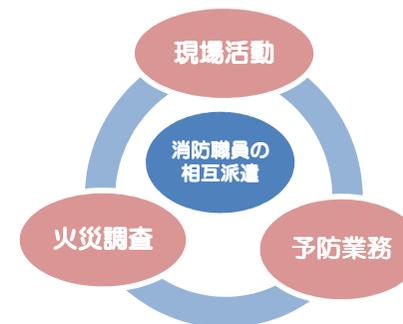
「消防の連携・協力」に向け「人事交流による消防職員の相互派遣」を行うことで、広域化に向けた気運を醸成するため、現場活動、火災調査、予防それぞれの業務における相互派遣のメリット・デメリットを調査研究する。

(2) 「協定に基づく必要な部隊等の財政試算」を客観的に行うことによる、財政負担の妥当性や具体的な方策についての調査

現状の両市町の協定では、派遣できる部隊が1隊とされているが、効果的な派遣体制のあり方を検討する。また、その際には、財政試算(部隊派遣に係る精算のあり方の検討)も併せて実施する。

協定の見直しに向けての議論の土台とし、将来的な広域化にスムーズにつなげられるような協定の改定を目指す。

「消防の連携・協力」の主な検討項目	
消防職員の相互派遣	→ 現場活動の連携(消防隊・救助隊・救急隊)
	→ 火災調査業務の連携(現場調査・書類作成等)
	→ 予防業務の連携(立入検査・違反処理等)



注1 圏域の特長と主な取組は、可能な限り関係性がわかるように記載すること。

注2 文字数に規定はないため、適宜枠を調整するなどすること。